

一般社団法人 後見けやきとは？

2015年に法人による後見業務を行うため、
後見けやきを設立しました。

法人メンバーは多くの専門職で構成され、連携
して一人ひとりに寄り添いながら適切、誠実に
法人後見業務を行っています。

資格

- ・社会福祉士
- ・行政書士
- ・精神保健福祉士
- ・社会保険労務士
- ・介護支援専門員
- ・弁護士
- ・税理士

地域の医療福祉ネットワークを
活用した後見業務

専門職による安心安全な生活の
見守りと将来への提案

法人内チェック機能を持ち
不正を起こさない体制

担当者に事情が生じても法人内での
担当者交代による後見業務の継続



事務所

〒360-0813 埼玉県熊谷市円光1-1-33
いづみマンション304

問い合わせ先

TEL.048-580-7181

受付(平日のみ) 9:00~16:30

FAX. 048-580-7182

ホームページもぜひご覧ください

後見けやき 検索

温かく、誠実な、
法人後見を行います。

一般社団法人

こう けん
後見けやき

私たちは後見業務を行う専門職集団です

成年後見制度の活用を考えてみませんか？

例えば
こんな場合

- ・ 認知症で悪徳商法にだまされる
- ・ 知的障害の子、親亡き後の財産管理、相続、生活
- ・ 精神障害でお金の使い方に不安がある
- ・ 親族等はあるが年金を使い込まれている
- ・ 公的機関の支援の中で成年後見制度を勧められた など

後見けやきは、法人後見を行います。

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な方の保護・支援を行うことをいいます。

法人後見では、法人の職員が成年後見制度に基づく後見事務を担当して行います。担当している職員が何らかの事情でその事務を行えなくなっても、担当者を変更することにより、後見事務を継続して行うことができるという利点があります。

後見けやきによる法人後見の利用について

まずは、TEL.048-580-7181 にお電話ください。本人の状況等をお伺いします。

任意後見制度とは

自身の判断能力が十分なうちに、事前
に後見人となるべき人(任意後見人)や支
援内容を契約により決めておく制度です。

【契約の内容例】

- 見守り(月1回程度の訪問)
- 預貯金の管理
- 不動産の管理
- 入院、介護サービス等の契約
- 葬儀、納骨
- 相続財産の引継ぎ等

※ご本人の判断能力が不十分になったと
き、任意後見監督人が選任されます。

法人担当者の訪問・面談

判断能力が不十分になる前

任意後見

代理権の選択・報酬額の確認

必要書類の準備

公証役場での打ち合わせ

公証役場で
任意後見契約の締結

利用開始

判断能力が不十分になってから

法定後見

医師へ診断書依頼

申立書作成

家庭裁判所に申立書提出

家庭裁判所による
成年後見人等の選任審判

利用開始

法定後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害などによっ
て物事を判断する能力が十分ではない方
について、家庭裁判所がその権利を守る
援助者(成年後見人等)を選ぶことで法律
的に生活を支援する制度です。法定後見
制度は本人の判断能力に応じて、「補助」
「保佐」「後見」の3つのタイプがあります。

補助

支援を受けなければ、契約等の
意味・内容を自ら理解し、判断す
ることが難しい場合がある

保佐

支援を受けなければ、契約等の
意味・内容を自ら理解し、判断す
ることができない

後見

支援を受けても、契約等の意味・
内容を自ら理解し、判断するこ
とができない